

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		令和 6 年度 としま未来会議(第 12 回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		令和 6 年 10 月 29 日(火) 14 時 00 分～15 時 00 分
開催場所		庁議室(本庁舎 5 階)
議題		1. 情報共有 (1) 道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について(人事課) (2) 通勤手当の不正受給事案発表後の職員への指導等の状況報告について (危機管理担当課) (3) 令和6年度8月分 区民の声・子どもの声集計(区民相談課)
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第1項第5号による
	会議録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 一部の資料は、政策形成段階の資料のため非公開
出席者	委員	区長・副区長(2)・教育長(欠席)・政策経営部長・区長補佐担当部長・総務部長・危機管理監・施設整備担当部長、区民部長・文化商工部長・環境清掃部長・福祉部長・健康部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・児童相談所長・都市整備部長・建築担当部長・土木担当部長・会計管理室長・教育部長・選挙管理委員会事務局長・区議会事務局長(欠席)
	幹事	企画課長・長期計画担当課長・財政課長・財政改革担当課長・行政経営課長・区長室長・広報課長・総務課長・監査委員事務局長
	説明者	人事課長、危機管理担当課長、各部長
	事務局	企画課企画調整グループ係長

審議経過

(1) 道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について

説明者 資料に基づき、道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について説明。

区長 「酒酔い運転」は「免職」、「酒気帯び運転」は「免職または停職」と処分基準が異なるのはなぜか。

人事課長 東京都の処分基準にあわせた規定としている。

総務部長 周りの職員（例えばアルコール飲酒を知っていて、自転車運転を看過していた場合等）も処罰対象となる。

天貝副区長 周知徹底をしっかりと行ってほしい。

区長 ヘルメットの職員着用徹底はどうなっているのか。

コンプライアンス担当課長 通勤中・公務中はヘルメットを着用することとしている。

区長 個人目標面談で確認を実施する通勤経路・定期確認とあわせて、自転車で通勤している職員へ上記の周知を徹底してほしい。

⇒報告のとおり了承する。

(2) 通勤手当の不正受給事案発表後の職員への指導等の状況報告について

説明者 資料に基づき、通勤手当の不正受給事案発表後の職員への指導等の状況報告について説明。

区長 通勤手当以外の手当での状況についても、確認でき次第報告をお願いしたい。次はないと思ってほしい。面談の際、管理職から周知徹底されたい。

⇒報告のとおり了承する。

※資料(2)については、政策形成段階の資料のため、非公開とする。

(3) 令和6年度8月分区民の声・子どもの声集計(速報)について

説明者 資料に基づき、令和6年度8月分区民の声・子どもの声集計(速報)を書面共有。

※資料(3)については、政策形成段階の資料のため、非公開とする。

会議の結果	<p>1. 情報提供</p> <p>(1) 道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について</p> <p>(2) 通勤手当の不正受給事案発表後の職員への指導等の状況報告について</p> <p>(3) 令和6年度8月分 区民の声・子どもの声集計</p> <p>→(1)～(2)について了承。</p> <p>(3) について、事務局は、令和6年10月29日にすべての委員に対して関係資料を送付し了承を依頼した。特段の意見・異議は無く、全委員の了承が得られたため、本議案については原案どおり了承された。</p>
-------	--

提出された資料等	<p>(1) 道路交通法改正に伴う懲戒処分指針の改正について</p> <p>(2) 通勤手当の不正受給事案に対する指導について</p> <p>(3) 令和6年度8月分 区民の声・子どもの声集計</p> <p>※資料(2)～(3)については、政策形成段階の資料のため、非公開とする。</p>
----------	--